

新たに38事業（5億9,639万円）を行います

市は、国の第2次補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した対策を盛り込んだ補正予算を編成し、7月27日の市議会臨時会で可決されました。

既に決定している48事業に2億551万円増の変更を加え、新たに38事業、5億9,639万円を追加します。これにより同交付金を活用した事業の総額は13

億9,767万円となりました。

新規事業は、教育施設などの感染症対策、災害時における避難所の感染症対応強化、事業者の事業継続への支援などのほか、「新しい生活様式」を踏まえた社会環境の整備などを行います。今後、各事業の詳細を決定し、実施していきます。

●新たに追加する主な臨時交付金対象事業

区分	事業名	内容
①命を守る (1億1,232万円)	教育施設、公共施設などの感染症対策事業	市内小中学校に清拭用消毒液生成機を整備 他
	災害時における避難所の感染症対応強化事業	感染症対応物品を収容する格納倉庫の設置
	感染症に関する行政情報など発信強化事業	モバイルアプリの導入 他
②暮らしを守る (1億3,424万円)	伝統産業・中小企業支援事業	アフターコロナを見据えた設備投資をする事業者に、費用の一部を補助 他
	繁殖牛・肥育牛農家支援事業	素牛の導入または自家保留に要する経費の一部を補助
③暮らしと経済の 立て直し (1億4,807万円)	公共交通運行支援事業	タクシー事業者および貸し切り・乗り合いバス事業者の支援 他
	バス、タクシー利用促進事業	観光バス利用料金の一部補助、タクシーチケット販売に対する補助
	市産牛肉消費拡大事業	市産牛肉消費拡大のための牛肉専用購入補助券の配布
④感染症に強い生活環境・地域経済 (2億176万円)	小中学校校務用パソコン整備事業	オンライン会議の環境整備
	中小企業などリモート環境整備支援事業	ITツールを用いた業務改善のための投資を検討する事業者への支援 他
	公衆無線LAN環境整備事業	災害時の一次収容避難所（各総合支所と地区センター）にWi-Fi（ワイファイ）環境を整備

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける人への支援など

7月27日現在の情報です。詳しくはお問い合わせください

生活支援

【ひとり親世帯への臨時特別給付金】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける、ひとり親世帯の生活を支援するため、給付金を支給します。対象者で支給を希望する人は申請が必要です。※児童扶養手当を受給している人は、既に送付している通知文書をご覧ください

●基本給付

○支給対象者（次のいずれかに該当）①公的年金などを受給しているため児童扶養手当を受給していない人②家計が急変し収入が児童扶養手当の対象水準に下がった人
○給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

●追加給付

○支給対象者 基本給付対象者①または児童扶養手当受給者のうち、

家計が急変し収入が減少した人

○給付額 1世帯5万円

■申請方法 8月24日(日)から申請受け付け。詳しくは市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ 本庁こども家庭課 家庭福祉係 (☎ 34-1585)

※その他、主な支援策は、広報おしゅう7月号別冊または市ホームページをご覧ください

新型コロナウイルス感染症関係の情報



掲載している情報は今後変わる場合があります。最新の情報は市ホームページでご確認ください

市民の皆さんへ

新型コロナウイルスの感染者が岩手県内でも確認されています。感染の波を抑えるためには、市民の皆さんの協力が必要です。今後も気を緩めることなく、感染対策の継続をお願いします。

■お願いする内容

- ・手洗い、マスクの着用、三密の回避、ソーシャルディスタンスなど、基本的な感染対策をもう一度確認し、徹底する
- ・県外への移動の際には、移動先の都道府県の要請に従うなど、極めて慎重に行動する
- ・県外に住む家族が帰省を予定している場合は、住んでいる都道府県の要請に従うなど、極めて慎重に行動するよう伝える
- ・イベントなどの開催は、広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものは、中止を含めて慎重に判断する
- ・地域の夏祭りなど比較的小規模なイベントで参加者がおおむね把握できるものについては、適切な感染対策を徹底した上で開催する
- ・感染症に関する差別や偏見は絶対にあってはならないので、その人の立場になって考え、冷静に思いやりを持って行動する

感染拡大を防ぎましょう

■「新しい生活様式」の実践例

①一人一人の基本的感染対策

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける
- ・外出時は、症状がなくてもマスクを着用する
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に

②日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・まめに手洗い、手指消毒
- ・「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ・毎朝の体温測定、健康チェック（風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養）

③日常生活の場面別の生活様式

- ・買い物は1人または少人数で空いた時間に
- ・混雑時の公共交通機関や公園利用は避ける
- ・出前やデリバリーの利用を

④働き方の新しいスタイル

- ・テレワークやローテーション勤務、時差出勤の推進
- ・会議はオンライン

※熱中症を予防しましょう

- ・換気をしつつエアコンの温度設定を小まめに調節

- ・気温、湿度の高い中でのマスク着用は要注意、周囲の人との距離を十分にとった上で外す
- ・小まめに水分補給

症状に応じてご相談ください

■発熱やだるさを感じ、受診を希望する場合は次のいずれかへ連絡

①かかりつけ医

②帰国者・接触者相談センター

(☎ 019-651-3175、全日、24時間)

③奥州保健所

(☎ 22-2831、平日、午前8時半～午後5時)

症状に応じて、発熱外来診療所、帰国者・接触者外来または一般医療機関につながります。

■次の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターへ連絡

・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある

・高齢者や基礎疾患を持っている人で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある

・上記以外の人で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く

【妊婦】念のため、早めに相談してください。

【子どもの保護者】帰国者・接触者相談センターか、かかりつけの小児医療機関に電話で相談してください。

○帰国者・接触者相談センター (☎ 019-651-3175、☎ 019-626-0837、全日、24時間)

■症状がない場合の全般的な相談

○一般相談窓口 (☎ 019-629-6085、☎ 019-626-0837、全日、午前9時～午後9時)

休日・夜間診療所などの休診

「①奥州金ケ崎休日・夜間診療所」「②日曜・祝祭日在宅当番医（江刺地域）」「③日曜歯科当番診療」は、県内感染者の状況により7月30日から休診しました。休診中の休日・夜間診療は、県立・市立病院などにご相談ください。県内の新規感染者ゼロが続いた9日目から、次の感染者が確認されるまでの間、再開します。休診・再開の状況は市ホームページでご確認いただくか、次の問い合わせ先へお電話ください。



■問い合わせ ▶①休日・夜間診療所 (☎ 25-3935)、奥州金ケ崎行政事務組合 (☎ 24-5821) ▶②本庁地域医療介護推進室 (☎ 34-2908) ▶③奥州歯科医師会事務局 (☎ 24-0810)